

平成30年2月28日
JA 北海道信連

平成30年2月の大雪による 農業被害への金融対策について

日本海から低気圧が接近した影響で記録的な大雪に見舞われ、日高管内を中心に農業被害が発生しておりますので、JAバンク北海道では被災された農業者を支援するため、下記内容による金融対策を実施致します。

記

1. 農業被害に対する資金対応について

組合員の今後の営農継続に向けた災害復旧及び再生産への農業者に対する円滑な資金供給に向けた金融対策が必要であり、災害関連制度資金のほか、JA統一要綱資金である「JA農業経営緊急支援資金」を活用する等、組合員にとって最良な資金を提供します。

2. JA統一要綱資金による対応

「JA農業経営緊急支援資金」は、「市町村長の罹災証明書」が受けられない等の理由から、制度資金の利用が困難な組合員に対し、JA組合長の証明をもって対応し、JA北海道信連はJAへ低利な貸出原資を供給すること等を通して、組合員にとって最良な資金提供を行います。

3. 相談窓口

被害農業者の皆様を対象に融資等に関するご相談を最寄りのJAで受付けております。

なお、JA北海道信連におきましても農業被害にかかる融資等に関する相談窓口を農業融資部担い手支援室内に設置しております。

以上が金融対策の概要ですが、引き続き、関係機関と連携を十分にとりながら、農業被害の対策に取り組んで参ります。

<融資等に関する相談窓口、及び本件に関するお問い合わせ先>

JA北海道信連 農業融資部 担い手支援室 東、柿川 TEL:011-232-6120